

◆講義⑩〔図書館サービスと著作権〕への質問◆

質問 1 公立図書館における複写サービスにつきまして、洋服の型紙（図書とは別に付いている分。両面コピーされているもの）の場合、片面の半分なのか、片面全体を半分とみなすのか、どちらなのでしょう？先日、それで迷う事例がありましたので、ご教示いただけたら幸いです。

回答 独立した型紙が両面で印刷されており、両面で一つの作品と判断されるのであれば、それ自体が一つの著作物と考えられます。その場合、片面全体を半分とみなすことになります。

質問 2 【著作権の保護について】

以前文化庁の研修にて「国交の無い国の著作物は保護の対象とはならない」との話を聞きました。これは「平成 23 年 12 月 8 日 最高裁判所第一小法廷 判決」を受けたものと理解しておりますが、仮に北朝鮮の著作物を扱う図書館があれば、複製などを無制限に行うことも可能という理解で問題ないでしょうか。また著作権の保護は（保護期間が 50 年から 70 年に変更された事例等から）強化される傾向にあると考えておりますが、国交の無い国の著作物は保護されないということは、世界的にはスタンダードな考え方であるのか否か、ご意見を伺いたいと思います。

（北朝鮮の著作物が日本国内で保護されないということは、反対に日本の著作物も北朝鮮で保護されないことになり、そうすると北朝鮮発の海賊版が野放図に生まれることになるのではないかと思います）。

回答 ご案内のとおり、北朝鮮の著作物は日本の著作権法上の保護の対象にはなりません。他方、一般不法行為等による請求を受ける余地はあるため、まったく制限がないということではないと考えられます。国交がない国の著作物の保護については、調べきれなかったもので、回答は見送りいたします。申し訳ございません。ただ、とても興味深い論点ですので、個人的に調査を続けてみようと思います。